



# 南九州市

# 農業委員会だより

平成28年11月発行 南九州市農業委員会事務局



【定例農業委員会での農業者年金研修】

**農業者年金に加入しましょう！**

生活水準の向上や医学の発達により、私たちは世界一の長寿社会の中におり、老後に必要なお金が昔より大幅に増えていきます。また、少子化のため、昔のように家族の間で高齢となった親の生活を支えることが難しくなっています。

このように、老後の生活は大変大きな課題となっています。豊かな老後生活のためには国民年金だけでは十分とさええず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

充実した老後生活を送るために農業者年金がお役に立ちます。農業者年金は国民年金の上乗せ年金として農業者だけが加入できる公的年金です。保険料を自由に決められ、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象になるなどメリットがたくさんあります。

農業委員会では、年金受給者会と連携し、農業者の方に年金制度についての理解を深めていただき、一人でも多くの方に加入していただくよう活動に取り組んでいます。

本誌四面に農業者年金の特徴を掲載してありますので、是非ご一読ください。

## 女性農業委員の活動紹介 ～私たちは日々の活動に全力で取り組んでいます！～

東 鈴子委員【川辺町本別府・高田（一部）担当】

去る9月1日、鹿児島市で開催された鹿児島県女性農業委員研修会に本市の女性農業委員8名も参加しました。

研修は「女性農業委員への登用促進について」「農業農村所得倍増10年戦略」「遊休農地問題」「農業委員の意義と役割」等盛りだくさんの内容で、様々な面から多くの知識を得ることができ、大変有意義な勉強会でした。この研修成果を今後の委員活動に活かすことができたらいいなと考えています。

鹿児島県の農業委員数は本年7月1日現在で834名、その内女性委員は83名で、本市は最多の8名の女性委員が活動しています。

私たち女性農業委員は常に女性の視点から、「女性にしか分からない・できない」「女性だからこそ分かる・できる」を活動のモットーとして、自分たちの力を信じ、農業者皆さんの手助けとなる活動を心がけています。

農地の貸し借りや農業者年金等、農業に関することでお困りのことがありましたらお気軽にご相談ください。



## 農地の管理についてのお願い ～あなたの農地は荒れていませんか？～

農業者の高齢化や担い手不足、農地条件が悪いなどの理由により、耕作放棄地、不作付地といった遊休農地が年々増加しています。遊休農地は雑草・雑木の繁茂や病虫害の発生、有害鳥獣のすみかやゴミの不法投棄など、周辺で耕作している農業者の方の迷惑になるだけでなく、農村景観や生活環境の悪化にもつながる問題です。

耕作しない状態が数年続くと荒廃が進み、耕作可能な農地へ復旧するのに多大な投資と労力を必要としますので、そのような状態になる前に責任を持って適正な管理を行い、他人の迷惑にならないようにしましょう。



## キーワードは“CHA” ～茶業青年が未来を熱く語る(茶業振興大会より)～

国内では、今後数年間で農業者の高齢化による急速な大量リタイアが見込まれています。加えてTPPが追い打ちをかけ、安い農産物の輸入が増えれば離農に拍車がかかるのではないかと心配する農家も少なくありません。このため、地域全体で話し合いを通じて認定農業者など、地域の担い手に農地を集積するなど、力強い農業構造を目指すことが急務となっています。



本市の基幹産業である茶業も茶価格低迷等により、今年40名を超える方々がお茶栽培から離れました。今年3月に開催された南九州市茶業振興大会では、来年度から市のお茶銘柄が「知覧茶」に統一されることから、例年の記念講演を変更し「未来へのメッセージ」と題して、市内それぞれの地区から茶業に励む青年が、若い発想ならではの熱い想いを発表しました。「国内最大の産地として、まず地元の県民に愛され飲まれるよう魅力を伝えるべき」「農業と観光の連携が必要」「ITを活用し効率化を」など将来を見据えた提案が相次ぎました。特に、印象に残った発表は、茶業の逆転再興に向けて、「変える覚悟」と「変わる覚悟」を念頭に、キーワードは「茶（CHA）」である。チャンス（＝

Chance）をものにするには、変化（チェンジ＝Change）に挑戦（チャレンジ＝Challenge）することが大事であることを訴えました。どれも英語のスペルで“CHA”で始まります。今の茶業界に最も求められることであり、来場者一同何度もうなずかされていました。このような農業後継者が育っていることを実に頼もしく感じ、将来に向かって明るい兆しが見えてきました。

お茶は可能性に満ちている

★  
CHANGE  
(変化)

CHALLENGE  
(挑戦)

★  
CHANCE  
(好機)

「チェンジ」と「チャンス」は英語のスペルで一字違い。「変化」は、ほんの少しの事で「チャンス」に変わる。

読んでみませんか！ 農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。



週刊

月4回金曜日発行  
月額700円（消費税込）

購読申込みは、お近くの農業委員または農業委員会へ  
お気軽にご連絡ください。

# 農業者年金に加入しましょう！

～ しっかり積立、がっちりサポート 安心で豊かな老後を～

## 農業者年金の特徴

### 1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を！今、女性の新規加入者が増えています



### 2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



### 3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%～30%程度が節税)。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります



まだまだあります。こんな特長▼

### 4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

※年金の運用は、安全性を重視した運用方法が特徴であり、準備金の仕組み等も導入されています。

### 5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給されます。

### 6 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

農業の担い手の皆様への特別な支援です

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か JA または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL : 03-3502-3199 (相談員) TEL : 03-3502-3942 (企画調整室)





～活かそう農地！託そう未来！～

# 農地中間管理事業を 活用しましょう！

## 農地問題の解決から地域の活性化を！

◇ 人・農地プランを基本として、将来の農地利用について地域全体で話し合ってみませんか？

・地域内に遊休農地は作らない！  
・地域の農地を有効利用しよう！



協力金の活用で  
地域営農をもっと  
盛り上げるぞ！

・離農したい  
・農地を相続したが、農業はしない  
・農地を貸したいが、知らない人には貸したくない

機構が  
借受け



農地を貸したい人  
(農地の所有者)

県知事が指定

県

申請  
認可

連携  
調整

農地中間管理機構  
(鹿児島県地域振興公社)

業務の  
一部を  
委託

連携  
協力

市町村等・農業委員会  
土地改良区・JA  
市町村農業公社等

・規模拡大したいので農地を探している  
・まとまった農地で効率よく営農したい  
・新規就農したい

機構から  
貸付け



農地を借りたい人  
(担い手)

農地中間管理事業の活用で  
農地の集積を図り、担い手の経営向上や  
地域の活性化につなげましょう！



■ 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 (鹿児島県農地中間管理機構)

(TEL) 099-223-0223 (HP) <http://www.kagoshima-kikou.jp>

■ 鹿児島県農政部農村振興課 及び 南薩地域振興局

■ 南九州市農政課 または 南九州市農業委員会

# 農地中間管理事業はこんな仕組みです！

- ◆ 農地中間管理機構は信頼できる農地の中間的受け皿です。  
**県知事指定の公的機関**ですので、安心して貸し借りが行えます。
- ◆ 農地は賃貸借終了後、必ず所有者へ返還されます。  
(※所有権は移りませんのでご安心ください。)
- ◆ 要件を満たすと、**機構集積協力金**（地域集積・経営転換・耕作者集積の3種類）が交付されます。

お申し込みは市町村、農業委員会、機構のいずれかで受け付けています。



## 貸したい方(所有者)

- ① 貸出申込書を提出してください。
  - ② 機構のホームページ上に募集区域ごとの情報を掲載し、借受希望者を募集します。
- ・貸し出せる農地は、**農業振興地域の区域内**に限ります。
  - ・**登記名義人が明らかである農地**(相続による持分の過半の同意が得られる場合も含む)に限ります。

メリット

- ・借受者からの賃借料は、機構からご指定口座に振込みます。
- ・借受者が途中で耕作できなくなっても、次の借受者を機構と市町村等が連携して探します。
- ・要件を満たすと機構集積協力金の交付が受けられます。



## 借りたい方(担い手)

- ① 借受申込書を提出してください。
  - ② 公募期間終了後、機構のホームページ上に借受希望者の情報(公募リスト)を掲載します。
- ・公募リストは①お名前、②ご住所(市町村名のみ)、③希望地目、④面積、⑤作付予定作物の5項目を公表します。

メリット

- ・農地を集積・集約することで、農作業の効率化、生産性の向上が図られます。
- ・複数の所有者との契約が一本化され、賃借料の口座引落手数料も機構が負担します。
- ・機構との契約により、長期的な営農計画が立てやすく、安定した農業ができます。



## H28年度公募スケジュール(通常期)

|          | I 期       | II 期     | III 期    | IV 期      |
|----------|-----------|----------|----------|-----------|
| 借受希望者の公募 | 2月1日～3月1日 | 5月1日～31日 | 8月1日～31日 | 11月1日～30日 |
| 貸付開始     | 6月1日      | 9月1日     | 12月1日    | H29年 3月1日 |

- ◆ 通常期の公募は**年4回**(2月、5月、8月、11月)実施し、状況に応じて臨時の公募も行います。
- ◆ 農地の借受を希望される方は、公募にお申込ください。

## 機構集積協力金

※記載単価は、H28年度の予定単価です。

### 【地域集積協力金】

人・農地プランなど地域の話し合いで、まとまった農地を担い手に集積した地域に対して交付。

<交付単価> ※機構への貸付割合に応じて変わります

| 機構への貸付割合   | 単 価 (注1・2)       |
|------------|------------------|
| 2 割超 5 割以下 | 1.5(0.7)万円以内/10a |
| 5 割超 8 割以下 | 2.1(1.0)万円以内/10a |
| 8 割超～      | 2.7(1.3)万円以内/10a |

(注1) 新たな担い手への貸借とならない場合は( )内の単価。  
(注2) 協力金の所要額が基金取崩限度額を上回る場合は単価調整あり。  
(早めに取り組み、申請する方が有利となる可能性があります。)

### 【経営転換協力金】

- ◇ 離農または**経営転換**される方
- ◇ **農地の相続人**で、農業経営をしない方

<交付単価>

- 0.5ha以下 : 30万円以内/戸
- 0.5ha超～2.0ha以下 : 50万円以内/戸
- 2.0ha超 : 70万円以内/戸

### 【耕作者集積協力金】

- ◇ **2筆以上**のまとまった農地を貸付ける場合
- ◇ **機構の借受農地の隣接地**を貸付ける場合 など

<交付単価> 1万円以内/10a

※ 経営転換・耕作者集積協力金は、機構を通した10年以上の貸借契約が結ばれることが必要です。詳しい要件等はお問合せください。